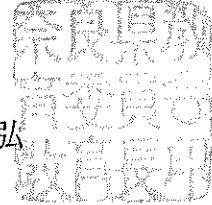




教 人 第 297 号
平成31年1月15日

奈良県知事 荒井 正吾 様

奈良県教育委員会
教育長 吉田 育弘



教育委員会の権限事務の補助執行について

地方自治法第180条の7の規定により、下記の事務を補助執行させたいので協議します。

記

1 補助執行させる業務

図書館法第7条の規定に基づき実施する「司書及び司書補の資質向上のために必要な研修」に関する事務

2 補助執行させる職員

地域振興部長

3 補助執行実施期間

平成31年1月16日から「平成30年度図書館地区別研修」に係る事務が完了する日まで

以 上

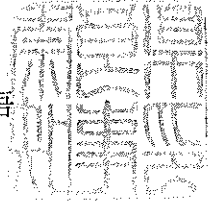
文資第371号

平成31年1月16日

奈良県教育委員会

教育長 吉田 育弘 様

奈良県知事 荒井 正吾



教育委員会の権限事務の補助執行について

平成31年1月15日付け教人第297号にて協議のあったことについては、同意します。